

特定複合観光施設区域整備法案について

(H220805 国際観光産業振興議員連盟会長私案 骨子)

○ 目的

- ・国際競争力のある滞在型国内観光の振興により内外の観光客数を増大し、地域経済の振興を図るために、特定地域に限り、カジノを提供する施設を核とした複合観光施設の整備を図る。
- ・その収益をもって地域経済の振興と少子高齢化に直面した国の財政に資する。

○ 特定複合観光施設の定義

- ・会議施設、宿泊施設、飲食施設、物販施設や多様な遊興施設あるいは公益的施設等を含み、その中核にカジノを行う施設を据えた複合的な機能を有する余暇、遊興施設（既存の観光資源と新たな施設の融合が同等の効果をもたらすものも可。）

○ 区域指定

- ・主務大臣は、特定複合観光施設区域を設置しようとする地方公共団体による施行計画案を募り、かかる計画案を審査、評価した上で、特定複合観光施設区域を指定する。

○ 箇所数

- ・最大 10ヶ所に限定。当面の間、国際的、全国的視点から観光振興効果並びに経済振興効果を発揮できる可能性の高い地域を優先し、地理的な分散を考慮したうえで、その施行を2ヶ所に限定する。

○ 主務大臣による審査・評価の判断基準

- ① 特定複合観光施設が地域社会にもたらす観光振興効果・経済振興効果
- ② 社会的に否定的な影響を縮小化する施策提案
- ③ 特定複合観光施設の設置提案と地域における観光・産業・社会的諸施策との整合性
- ④ 特定複合観光施設の設置提案の実現可能性

○ 地方公共団体が提案に際し考慮すべき事項

- ① カジノを設置することに伴う社会的、経済的影響度評価を提案に含むこと
- ② 公聴会を開き、利害関係人の意見を聴くこと
- ③ カジノ設置に対し議会の同意議決を取得すること
- ④ 社会的に否定的な側面を縮小化するための具体的施策を提案すること
- ⑤ カジノを健全かつ安全に実施するための具体的施策を提案すること

○ 特定事業者の選定

- ・主務大臣から区域指定を受けた特定地方公共団体は、競争性、公平性を保持した公募により特定事業者を選定し、特定複合観光施設の企画、建設、資金調達、維持管理、運営を一括して委ねることができる。
- ・特定事業者は、カジノ管理機構からカジノ施行に関する許可を取得して、初めてカジノ施行を施行することができる。

※カジノ管理機構とは、公正かつ健全なゲーミングの提供を担保するために、運営に係わる規則等を制定し、カジノ施行に関与する民間主体に認可を与え、使用する機械、器具、用具、システム等を認証し、かつカジノの施行を監視、監督する国の機関（内閣府の外局）

○ 納付金・入場料

- ・特定地方公共団体は、独自に納付金を定め、徴収することができる。
- ・特定地方公共団体は、特定事業者との契約において納付金を適切に取り決める。納付金の用途は、あらかじめ条例において定めなければならない。
- ・地域住民の過度の関与を抑止する目的を持って、別途入場料を徴収できる。その一定率は、否定的側面を縮小するための施策に支出する。

○ 地方公共団体の責務

- ① 周辺環境の維持。交通の安全と円滑化を図る配慮
- ② 地域観光の振興や公共の福祉の増進等に必要な措置
- ③ 地域環境管理委員会の設置（警察・教育・保健衛生・金融の当局等で構成）